令和2年5月29日 令和4年2月10日一部修正 令和4年5月25日一部修正 令和4年7月6日一部修正 令和5年3月12日一部修正 あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 公共施設における感染防止対策の基本的な考え方

- ○公共施設において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行うに当たって は、施設管理者のみならず施設の利用者を含むすべての関係者が、市民の生命と 健康を守るための危機管理上重大な課題であるとの認識の下、対策を実施するこ とが重要です。
- ○感染防止対策として、「3密(密閉、密集、密接)の回避」「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」を講じるとともに、自らの感染を避け、他人に感染させないように衛生管理を徹底することが必要です。
- ○マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の主体的な選択が尊重され、意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにする必要があります。ただし、感染防止対策上又は事業上の理由等により、利用者又は職員にマスクの着用を求めることは許容されるため、マスクの着用を求める場合には、その理由等を示す必要があります。
- ○東京都は、暮らしや働き方の「新しい日常」が定着した社会の構築を目指して、 施設を継続的に使用するための方向付けとなる、事業者向け「東京都感染拡大防 止ガイドライン」を策定しています。
- ○本ガイドラインは、このようなことを踏まえた上で、本市の公共施設(以下「施設」という。)において、施設管理者が行う基本的な感染防止対策を示すものであり、各施設においては、このガイドラインを基に、施設の特性に応じた創意工夫を図り、感染防止対策に取り組むこととします。
- ○本ガイドラインは、今後の状況に応じて適宜見直しを行います。

2 新型コロナウイルスの感染に関して特に注意を要すること

- ○新型コロナウイルス感染症は、誰もが、感染者や濃厚接触者となる可能性があることを意識し、症状がある方は、周囲に感染を広げないため外出を控え、やむを 得ず外出をする時には人混みを避け、マスクを着用することが必要です。
- ○施設において使用している物品を共用する場合には、注意が必要です。また、施設によっては集客を目的としており、市内外の不特定多数の人が利用することから、集客に伴う感染リスクと地域における感染状況にも留意する必要があります。

3 公共施設における感染防止対策

(1) 利用者向け対策

- ○利用者が入場する際は、できるだけ2mの間隔を空けられるよう、職員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで密となることを防ぎます。
- ○利用者にマスクの着用を求める場合には、感染防止対策上又は事業上の理由等を

明確に示し、周知します。

- ○入場口や施設内各所に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒などの徹底を求めます。
- ○自己の健康チェックや入場時の検温等で発熱、咳、だるさ、息苦しさがある方な どに対しては、入場を制限します。
- ○施設の規模に応じて、3 密〔①密閉(換気の悪い密閉空間)、②密集(多くの人が密集している)、③密接(互いに手を伸ばしたら届く距離)〕にならないよう、入場者数や滞在時間を制限する必要がある場合には、あらかじめがその旨を周知します。
- ○重症化リスクが高い高齢者や持病のある方への感染を防ぐためには、マスクの着用が効果的であることを周知するとともに、リスク回避のための対策を徹底します。

(2) 職員(指定管理者の職員を含む)に向けた対策

- ○勤務体制については、執務室内の密を避けるため、事務処理や施設の管理運営に 必要な最小限度の人数とするなど、勤務のローテーションを調整します。
- ○衣服や身に付けているものの洗濯、消毒又は除菌を徹底します。
- ○職員に対して、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の有無 を確認させ、毎日の報告を徹底します。
- ○体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とします。
- ○職員に対して、マスクの着用を求める場合には、感染防止対策上又は事業上の理由等を明確に示すとともに、各所に消毒備品等を設置し、手洗いや手指消毒を徹底させます。
- 〇職員間で、 $1 \sim 2 \, \text{m}$ の距離を保てるよう、人員配置に配慮します。
- ○扉や窓などを開けたうえで、扇風機等を外部に向けて使用するなど、建物や施設 内の定期的な換気を行います。
- ○更衣室や休憩室は、規模に相応しい人数以上の入室を制限するなど、3 密を避けるようにします。特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行います。
- ○職員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、テーブル、 椅子など共有を避けることが難しい物品等は、定期的に消毒します。
- ○職員には、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底させます。

(3) 施設における環境整備

- ○入口や施設内に手指消毒薬又は除菌となる用品を設置します。
- ○受付等で不特定多数の方と対面となる場合には、アクリル板等で仕切りを作り飛 沫感染を予防します。
- ○共有する物品やスイッチやドアノブなど手が直接触れる箇所を必要最小限の使用となる工夫を行います。
- ○室内の清掃、消毒又は除菌、換気等の衛生管理を徹底します。
- ○頻繁に手が触れる部分については、特に留意して消毒又は除菌を実施します。
- ○施設内のロビーや休憩場所などは、間隔を空けたスペースを確保し、椅子等の設置数を制限して3密を避けるようにします。また、対面とならない工夫を行います。
- ○換気が十分にできるよう、窓や扉を開け、密閉空間をつくらない工夫を行います。

できる限り2箇所以上の開放に努力します。

- ○飲食を許可する場合は、長時間に及ぶ飲食、感染リスクの高い行動をさけるように周知します。
- ○利用者相互の混雑を避けられるよう、動線を確保するなどの工夫を行います。
- ○貸出しする備品については、十分な消毒又は除菌を行います。
- ○パンフレット等の配布物は、手渡しで配布しないようにします。
- ○トイレは、使用できる便器数を制限するなど、身体的距離を確保するための工夫 をします。また、汚物を流す場合には、ふたを閉めて行うことを表示します。
- ○鼻水、唾液などがついたごみは、ビニール袋に入れ密閉して捨てるように周知を 行います。
- ○喫煙スペースでは、3密にならないように、適切な距離を確保するよう周知を行います。

4 施設における感染者発生時に向けた対応

- ○施設において、感染者や感染の疑いがある人が発生した場合には、速やかに対応できるよう、所轄の西多摩保健所との連絡体制を事前に整えます。また、健康管理担当者等が主体となって、濃厚接触者候補者の特定等ができる体制を構築するとともに、園医や学校医等の助言・指導を得て、実施可能な検査や感染拡大防止対策ができるよう準備します。
- ○不特定多数の人が利用する場合などは、濃厚接触者や施設来場者等に対して、後 日連絡や情報提供ができるように、氏名や連絡先等について把握することとしま す。
- ○収集した個人情報については、目的外の使用を行わないことや一定期間経過後に 削除することを徹底します。

5 施設において施設管理者がイベント等を開催する場合の対応

- ○東京都が事業者向けに要請する来場者数の制限、営業時間の短縮等に準じた対応 を行います。
- ○来場者の募集に際しては、来場者が順守すべき事項をあらかじめ明示します。
- ○来場者が順守すべき事項は、イベント受付など会場の至る場所に掲示等を行うと ともに、イベントの合間等を活用しアナウンスを行うなどの取組を行います。
- ○入場や順番を待つ際の行列では、人と人との間隔を空けるように指示し、地面や 床に目印等の表示を行います。
- ○イベント等の関係者や関係機関などと調整を行い、協力して感染拡大防止対策を 講じるものとします。